

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21330005

研究課題名（和文）：グローバル化時代における民主主義の再創造に向けた比較憲法的研究

研究課題名（英文）：To Revitalize Democracy Against the Tide of the Globalization: Comparative Study of Constitutional Theory and Politics.

研究代表者

本 秀紀 (MOTO HIDENORI)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00252213

研究成果の概要（和文）：比較憲法研究・憲法理論研究を通じて、①先進諸国が「ポスト・デモクラシー」という問題状況の中でさまざまな問題を抱えていること、②各国の政治状況・憲法制度の差異等が原因となって、その問題の現れ方には多様性があること、の2点が確認された。そして、「ポスト・デモクラシー」の状況の下で国内・国際の両面で進行する「格差社会」化の問題は、今日の憲法制度・憲法理論において有力な地位を占める「法的立憲主義 Liberal Democracy」の考え方では、適切・正当な対応をすることが困難であることを明らかにした。以上の検討を踏まえて、民主主義をシリアスに受け止める憲法理論の構築の必要性が確認された一方、「政治的公共圏」論を抽象論としてではなく、（日本を含めた）実証的な比較憲法研究との関連において、その意義と問題点を検討するための理論的条件を整備した。

研究成果の概要（英文）：

By the comparative study of constitutional law and the analysis of the constitutional theories in Japan and abroad, we make it clear that (1) Almost all advanced countries have some difficulties in democratic process under the historical conditions of "Post-democracy" (Colin Crouch), but (2) the problems could differ according to the political conditions, constitutional arrangements and so on. So we should have enough attention to the problems made by "Post-democracy", but also, we should not overestimate that theory.

We also show that the theory of "legal constitutionalism=liberal democracy", which is now mainstream theory in Japan and other western constitutional democracies, has difficulty in dealing with the challenge of serious gaps between the wealth and the poor, which is getting more and more serious today, both domestically and globally.

So we could tell that the reconstruction of the democratic constitutional theory is necessary today, and we should study the theory of "public sphere" not only in abstract or philosophical level, but also in the context of the constitutional arrangements and political institutions in each country. In this research, we have done some of that study.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2010年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2011年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
総計	11,600,000	3,480,000	15,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法

## 1. 研究開始当初の背景

グローバル市場経済の急速な展開により、

個々の国民国家が主権的に決定できる領域は少しずつ狭まっている。グローバル化時代

において国民国家は否応なく、国家間の「大競争 mega-competition」に巻き込まれており、好悪にかかわらず、一定の新自由主義的政策をとらざるを得なくなっているともいわれる。

コリン・クラウチ(Colin Crouch)によれば、1990年代後半に明らかになったのは、先進工業国の大半において、どんな政党が政権に就こうと、国の政策には富者の利益になるよう一定の圧力が継続的にかけられることであった。クラウチはこの状況を「ポスト・デモクラシー」と呼ぶ。

憲法学の観点からみれば、これは国民の自己決定の範囲が縮小したことを意味する。特に、新自由主義政策の下で国民間の経済格差が広がる一方で、グローバル市場経済の圧力の下、格差社会化のさらなる進行を押し止め、各人の生存を保障する政策の実現が困難になっているとしたら、問題は深刻である。しかし、この「危機」を前にして、国家主権の絶対性を対抗理論として持ち出したところで、問題は解決しないだろう。必要なのは、現代の政治社会状況の中で、民主主義を「再生」させ、市民の政治参加を実質的なものにしてゆくことである。そのためには、(1)現在の民主主義の「危機」に関する実証的・理論的研究を踏まえて、(2)民主主義の「再生」に向けた、理論的・実践的な提言をしてゆく必要がある。

## 2. 研究の目的

本共同研究を実施する以前から、研究代表者(本)は主にドイツ語圏の、研究分担者(愛敬)は英語圏の憲法理論・政治理論を参考にしつつ、上記の問題関心に基づく研究を継続的に行ってきた。その過程において、各国の民主主義の実態に関する比較憲法的研究が不可欠であることを痛感するに至り、問題意識を共有する比較憲法研究者との共同研究というかたちで、上記課題に取り組むことにした。このような比較憲法的研究を踏まえて初めて、討議民主主義論等の新しい民主主義理論の日本における応用可能性を議論することができる。と考える。

本研究は、日本においては、各国レベルの研究や各論レベルの研究(社会保障や政党)、あるいは海外の研究動向の紹介という形で、ややもすると散発的に論じられてきた感のある、「グローバル化社会における民主主義の危機」という問題を、比較憲法的かつ総合的に検討することで、現代の民主主義を取り巻く憲法問題・憲法状況を実証的に明らかにし、その上で、「民主主義の再創造」に向けて、憲法学が取り組むべき、理論的・実践的課題を明らかにすることを目的としている。

## 3. 研究の方法

本研究の方法論上の特色は、理論レベルの研究としては、諸外国における「民主主義の危機」に関する研究・文献を可能な限り網羅的に調査・収集し、憲法学の立場から体系的に整理した点にある。ここで「憲法学の立場から」というのは、単に現象の実証的な分析に止まらず、規範論のレベルで「民主主義の危機」を明らかにすることを課題としたからである。また、比較憲法的研究は常に自国の類似の制度や政治状況を念頭に置きながら、諸外国の状況を研究することを心がけた。諸外国の理論と実態の分析から、現代民主主義が抱える問題と、それを克服するための理論的課題を明らかにすることが本研究の課題だからである。

具体的な研究方法としては、研究代表者と研究分担者が日常的に討議して研究課題を設定し、それを事前に連携研究者に伝達する。連携研究者は各自のテーマを研究し、年2回開催される研究合宿の際、研究成果を報告する。研究合宿での討議を踏まえて、新たな研究課題を設定する一方、それぞれが各自の課題を持ち帰り、各自の研究を進展させる、というプロセスを繰り返した。

研究合宿の研究活動の内容について若干の説明をすると、2009年8月の研究合宿で本が「研究課題の趣旨と今後の研究計画について」、愛敬が「ポスト・デモクラシーという視点について」と題する報告を行い、3年間の研究活動の基本方針について討議した。その後、2009年度は主に理論を中心に、2010年度以降は各国ごとの比較憲法的研究を中心に研究活動を行った。2011年度は前年度の研究活動を継続する一方、日本の「政権交代」とその後の政治の混迷状況や「自治体ポピュリズム」の問題、あるいは、米国のウォール街占拠の運動等の新たな問題を本研究課題との関連において検討した。

## 4. 研究成果

本共同研究を通じて、①先進諸国が多かれ少なかれ、「ポスト・デモクラシー」という問題状況の中でさまざまな困難を抱えていること、②ただし、各国の政治状況・憲法制度の差異等が原因となって、その問題の現れ方には多様性があることの2点が、実証的な比較憲法的研究によって明らかにされた。

他方、理論研究の場面では、冷戦終了後、先進諸国の憲法秩序・憲法理論において覇権的な地位を占めるに至った法的立憲主義(Liberal Democracy)の考え方が、各国においてさまざまなかたちで問題点が検討され始めていることも確認できた。

さらに、比較憲法研究と憲法理論研究の成果を踏まえて、「政権交代」(2009年)以降の日本の政治状況を実証的かつ批判的に検討することを通じて、憲法学の議論状況に対し

て一定の理論的貢献を行うことができた。

これらの研究成果の一部は、共同研究参加者がそれぞれ、研究論文というかたちで既に公表済みであるが、各自の研究成果を一定の観点・問題関心から統合し、一冊の書物として公刊することを計画している。2012年度中に草稿を集めて共同で検討をし、2013年度中に公刊する予定である。

なお、本共同研究の重要な成果として、研究代表者が2012年2月に公刊した単行著書『政治的公共圏の憲法理論』がある。同書は、現在日本の憲法学において主流となっている「リベラリズム憲法学」の考え方では、グローバル市場経済の展開以降、国内・国際の両面で進む「格差社会」化の下での人権侵害状況や民主主義の貧困化を防ぐことはできないことを明らかにした上で、民主主義の可能性をシリアスに受け止める憲法理論を構築する必要性を論証している。著者は、ユルゲン・ハーバーマスに代表される「政治的公共圏」の議論を批判的に摂取しつつ、社会的多数者の政治的意思が適正に構築され、それが国政に公正に反映されるための制度的・社会的諸条件を、市民社会と政治制度の両面で検討している。

本書の分析・考察が、本共同研究における報告・討議から多くの示唆を得ていることはいままでもないが、本書は同時に、共同研究の成果をまとめる際の指針を提供することをも目的としている。ただし、紙幅の都合もあり、本書の内容は、理論的分析が大半を占め、本共同研究に基づく実証的な比較憲法的研究の成果を十分に展開できていないところがある。本書に対する批評等を参考にしつつ、前述した共同研究の成果をまとめることによって、研究課題である「グローバル化時代における民主主義の再創造に向けた比較憲法的研究」の全体像を示すことが可能になると考えている。そこで現在、共同研究の成果を一冊の書物として公刊するための準備作業を行っている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計24件)

愛敬浩二「政治的憲法論の歴史的条件」樋口陽一ほか編『国家と自由・再論』(日本評論社)、査読無、2012年、65-84頁

愛敬浩二「自由と安全のトレードオフ?」、ジュリスト、査読無、1422号、2011年、29-35頁

愛敬浩二「原子力行政の課題」法学セミナー、査読無、56巻12号、2011年、30-33頁

木下智史「誰が憲法を守るのか」ジュリスト、査読無、1422号、2011年、43-50頁

小澤隆一「民主党政権と議会制民主主義のゆくえ」行財政研究、査読無、80号、2011年、22-31頁

丹羽徹「大阪府・国歌斉唱起立強制条例の問題点」教育、査読無、61巻8号、2011年、84-89頁

高橋利安『「ジェンダーに基づく優先投票」の合憲性』修道法学、査読無、34巻1号、2011年、374-388頁

小松浩「選挙区制と政権交代」憲法問題、査読有、22号、2011年、79-89頁

植松健一「諜報機関による議員の監視と『たたかう民主制』」島根法学、査読無、2011年、55巻1号、59-131頁

村田尚紀「公共空間におけるマイノリティの自由」関西大学法学論集、査読無、60巻6号、2011年、1261-1290頁

小林武「住民投票制度のプレシット的運用(1)」愛知大学法経論集、査読無、188号、2011年、55-86頁

本秀紀『「安保法体系」の現在』、法律時報増刊『安保改定50年 軍事同盟のない世界へ』査読無、増刊号、2010年、40-48頁

森英樹「グローバル化時代の憲法と経済秩序」企業と法創造、査読無、6巻4号、2010年、113-124頁

大河内美紀『「司法審査」の正当性を問うことについて』法律時報、査読無、82巻8号、2010年、86-92頁

奥野恒久「国民権論と民主主義論」立命館法学、査読無、333=334号、2010年、1825-1849頁

愛敬浩二「リスク社会における法と民主主義」法哲学年報、査読有、2009年号、2010年、16-27頁

倉持孝司「イギリスにおける新権利章典問題と『民主制、法の支配および裁判官の役割』」南山法学、査読無、33巻3=4号、2010年、25-50頁

中富公一「国立大学法人化と大学自治の再構築」立命館法学、査読無、333=334号、2010年、2495-2523頁

岡田章宏「イギリスにおける近代的地方政府の法的構造に関する覚書」早稲田法学、査読無、85巻3号、2010年、115-153頁

本秀紀「ドイツにおける党内民主主義と法・序説」名古屋大学法政論集、査読無、230号、2009年、401-448頁

愛敬浩二「宗教が占めるべき社会的位置とは」齋藤純一編『自由への問い1』(岩波書店)、査読無、2009年、77-103頁

上脇博之「企業献金の違憲性」名古屋大学法政論集、査読無、230号、2009年、29-63頁

塚田哲之「表現行為としての座り込み」名古屋大学法政論集、査読無、230号、2009年、231-269頁

川畑博昭『「グローバリゼーション」下のラ

テンアメリカにおける『共和国=公共性』をめぐる歴史的課題とその構築可能性」名古屋大学法政論集、査読無、230号、2009年、203-229頁

〔学会発表〕(計3件)

本秀紀『『国会中心』の『政治主導』構想とその含意』、憲法理論研究会、2010年7月17日、早稲田大学

小松浩「選挙区制と政権交代」、全国憲法研究会、2010年10月11日、獨協大学

愛敬浩二「科学より哲学へ——憲法学の発展?」、憲法理論研究会、2010年5月9日、名城大学

愛敬浩二「リスク社会における法と民主主義」、日本法哲学会、2009年11月15日、関西大学

〔図書〕(計3件)

本秀紀『政治的公共圏の憲法理論——民主主義憲法学の可能性』日本評論社、2012年、総282頁

愛敬浩二ほか17名『3・11と憲法』日本評論社、2012年、総238頁

愛敬浩二ほか11名『講座人権論の再定位』法律文化社、2010年、総206頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

本 秀紀 (MOTO HIDENORI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00252213

### (2) 研究分担者

愛敬 浩二 (AIKYO KOJI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10293490

### (3) 連携研究者

森 英樹 (MORI HIDEKI)

名古屋大学・名誉教授

研究者番号：60022422

小澤 隆一 (OZAWA RYUICHI)

東京慈恵医科大学・医学部・教授

研究者番号：60224226

植松 健一 (UEMATSU KENICHI)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：90359878

村田 尚紀 (MURATA HISANORI)

関西大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：00210047

木下 智史 (KINOSHITA SATOSHI)

関西大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：40183793

中里見 博 (NAKAZATOMI HIROSHI)

徳島大学・総合科学部・准教授

研究者番号：10283384

小林 武 (KOBAYASHI TAKESHI)

沖縄大学・客員教授

研究者番号：80103216

上脇 博之 (KAMIWAKI HIROSHI)

神戸学院大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：70264992

奥野 恒久 (OKUNO TUNEHISA)

龍谷大学・政策学部・教授

研究者番号：40374756

近藤 真 (KONDO MAKOTO)

岐阜大学・地域科学部・教授

研究者番号：30170434

植村 勝慶 (UEMURA KATSUYOSHI)

國學院大学・法学部・教授

研究者番号：60213394

倉持 孝司 (KURAMOCHI TAKASHI)

南山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：00153370

小松 浩 (KOMATSU HIROSHI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40234877

岡田 章宏 (OKADA AKIHIRO)

神戸大学・大学院人間発達環境学研究科・教授

研究者番号：70185429

足立 英郎 (ADACHI HIDEO)

大阪電気通信大学・工学部・教授

研究者番号：90151076

塚田 哲之 (TSUKADA NORIYUKI)

神戸学院大学・法学部・教授

研究者番号：00283383

大河内 美紀 (OHKOHCHI MINORI)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20345838

岡本 篤尚 (OKAMOTO ATSUHISA)

神戸学院大学・大学院実務法学研究科・教授

研究者番号：00314708

前原 清隆 (MAEHARA KIYOTAKA)

日本福祉大学・子ども福祉学部・教授

研究者番号：20181604

中富 公一 (NAKATOMI KOICHI)

岡山大学・大学院社会文化学研究科・教授

研究者番号：90164227

彼谷 環 (KAYA TAMAKI)

富山国際大学・子ども育成学部・准教授

研究者番号：70288257

清田 雄治 (KIYOTA YUJI)

愛知教育大学・教育学部・教授

研究者番号：40177952

丹羽 徹 (NIWA TORU)

大阪経済法科大学・法学部・教授

研究者番号：10237787

伊藤 雅康 (ITO MASAYASU)

札幌学院大学・法学部・教授

研究者番号：20232473

高橋 利安 (TAKAHASHI TOSHIYASU)

広島修道大学・法学部・教授

研究者番号：50226859

川畑 博昭(KAWABATA HIROAKI)  
愛知県立大学・日本文化学部・准教授  
研究者番号：50423843